# 結核健康診断実施報告書

高崎市長　あて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）第53条の2の規定により定期の健康診断を実施したので、同法第53条の7の規定に基づき報告する。

実施年月　　　　　年　　　　月分

報告年月日　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 学校・医療機関･施設等の名称及び所在地 |  |
| 実施者名（学校・医療機関･施設等の長） |  |
| 対象者の区分（該当する区分にご記入ください） | 学　校 | 医療機関 | 介護老人保健施設 | 社会福祉施設 | 刑事施設 |
| 大学･高校･専修学校･各種学校の新１年生 | 教職員 | 従事者 | 従事者 | 65歳以上の入所者 | 従事者 | 20歳以上の収容者 |
| 対象者数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施検査内訳 | 胸部ｴｯｸｽ線検査数（間接撮影） |  |  |  |  |  |  |  |
| 胸部ｴｯｸｽ線検査数（直接撮影） |  |  |  |  |  |  |  |
| 喀痰検査数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 被発見者数 | 結核患者 |  |  |  |  |  |  |  |
| 結核発病のおそれがあると診断された者 |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 未受診者がいる場合その理由 | * 年度中に受診予定 （ 名）
* その他　理由：
 | * 受診勧奨中 （ 名）

 （ 名） |

* 記入については裏面を参照してください。
* この報告書の提出先 高崎市保健所　保健予防課　感染症対策担当

 住所：高崎市高松町５番地２８

TEL：０２７-３８１-６１１２　FAX：０２７-３８１-６１２５

実施義務者及び対象者等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施内容 | 実施者種別 | 対　象　者 | 定期及び回数 |
| 健康診断(胸部ｴｯｸｽ線検査･聴診･打診･その他必要な検査) | １事業者 | 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第２条第２項第１号及び第３号から第６号に規定する施設（※表６）において業務に従事する者 | 毎年度に１回 |
| ２学校の長 | 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が１年未満のものを除く。）の学生又は生徒 | 入学年度に１回 |
| ３施設の長 | ①刑事施設に収容されている者 | ２０歳に達する日の属する年度以降において毎年度に１回 |
| ②社会福祉法第２条第２項第１号及び第３号から第６号に規定する施設に入所している者 | ６５歳に達する日の属する年度以降において毎年度に１回 |
| ４市町村長 | ①その管轄する区域内に居住する者のうち、上記対象者(１事業者、２学校の長、３施設の長)以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び下段に掲げる者を除く。） | ６５歳に達する日の属する年度以降において毎年度に１回 |
| ②その管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 | 市町村が定める定期において市町村が定める回数 |
| 予防接種(ＢＣＧ接種) | ５市町村長 | 生後１歳に至るまでの間にある者（標準的接種期間は生後５か月以上８か月未満） | 生後１歳に至るまでの間に１回 |

記載上の注意

1. ｢事業所･学校･施設等の名称及び所在地｣欄には、法人名だけでなく、施設、学校名等を記載すること。
2. 小学校･中学校･各種学校（修業年限が１年未満のもの及び小中学校相当のもの）においては職員のみ記載すること。
3. 高等学校･大学･短期大学･専修学校･各種学校（修業年限１年未満のものを除く）･高等専門学校･養護学校（高等学校相当）については、職員及び学生･生徒について記載すること。
4. 病院･診療所･助産所においては、医療機関欄に従事する者を記載すること。
5. 介護老人保健施設においては、職員のみ記載すること。
6. 社会福祉施設（社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設）においては、職員及び65歳以上の入所者について記載すること。
7. 刑事施設においては、20歳以上の収容者のみ記載すること。
8. この報告には以下の事項も含めて記載すること。
	1. 感染症法第53条の4の規定により定期の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者に提出した場合。
	2. 定期の健康診断を疾病や事故等により受けなかった者が、感染症法第53条の5の規定により健康診断を受け、その証明書等を実施者に提出した場合。
9. 胸部エックス線撮影で、間接撮影と直接撮影の区分がわからない場合は間接撮影に記載すること。
10. 結核患者とは、医師による医療行為を必要とする者をいい、結核発病のおそれがある者とは、医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とする者をいう。
11. 当該健康診断を複数月にまたがって実施した場合、「実施年月」にはその最終日の年月を記載し、年間実施数をまとめて報告すること。